

日本学術振興会 特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引
令和8年度版における主な修正箇所の抜粋（対令和7年度10月改訂版）

項目	修正後	修正前
I-8	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。</p> <p>外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、交付決定時までに、科研費により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。</p> <p>提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。</p> <p>また、科研費を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付をしないことや交付を取り消す場合があります。</p> <p>※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。</p> <p>経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。</p>	<p>安全保障貿易管理について（海外への技術漏えいへの対処）</p> <p>※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。</p> <p>（新規）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・一般財団法人安全保障貿易情報センター URL: https://www.cistec.or.jp/index.html ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/ ・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf ・一般財団法人安全保障貿易情報センター URL: https://www.cistec.or.jp/index.html ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） URL: https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
III-2.	<p>採用後の各種様式の提出について</p> <p>各種様式の提出方法等は、本手引（62 ページ）の「提出書類の一覧（提出方法及び提出時期）」を確認してください。（各種様式は、原則、PDF 形式でご提出ください。） なお、国内受入研究機関を経由せずに特別研究員-CPD 自身が提出する書類（一部除く。）は、【学振マイページ※】から提出してください。【学振マイページ】の ID は、特別研究員-CPD の年度受付番号（特別研究員-PD としての年度受付番号から変更なし。）です。</p>	<p>採用後の各種様式の提出について</p> <p>各種様式の提出方法等は、本手引（60 ページ）の「提出書類の一覧（提出方法及び提出時期）」を確認してください。なお、国内受入研究機関を経由せずに特別研究員-CPD 自身が提出する書類（一部除く。）は、【学振マイページ※】から提出してください。【学振マイページ】の ID は、特別研究員-CPD の年度受付番号（特別研究員-PD としての年度受付番号から変更なし。）となります。</p>
III-12.	<p>起業について</p> <p>※ 特別研究員自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。</p> <p>※ 起業に関する費用について、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）から支出することは認められません。</p>	<p>起業について</p> <p>※ 特別研究員自らが役員等の身分を持つことなく、株式所有や出資等により、特別研究員の研究課題に関連する事業を実施する法人に関わることは引き続き可能です。</p> <p>（新規）</p>
III-20.	<p>研究遂行経費として計上可能な費目について</p> <p>（私用と分けることができない費用の一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の家賃等、自宅の水道光熱費、自宅の引っ越し代、携帯電話・スマートフォンの購入費・通信料等、英会話スクールレッスン料等、特別研究員-DC 大学院の入学料・授業料等の学費、保育園の保育料（ただし、学会出席時等の託児等に係る費用は計上が可能）、食事代・懇親会代、特別研究員-DC の所属機関への移動に伴う経費（通学の一環と見なされるため）、所属機関へのタクシ一代、駐車場代・駐輪場代（出張に伴って必要な場合を除 	<p>研究遂行経費として計上可能な費目について</p> <p>（私用と分けることができない費用の一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅の家賃等、自宅の水道光熱費、自宅の引っ越し代、私用にも使用する携帯電話料金等、英会話スクールレッスン料等、特別研究員-DC 大学院の入学料・授業料等の学費、保育園の保育料（ただし、学会出席時等の託児等に係る費用は計上が可能）、食事代・懇親会代、特別研究員-DC の所属機関への移動に伴う経費（通学の一環と見なされるため）、所属機関へのタクシ一代、駐車場代・駐輪場代（出張に伴って必要な場合を除く。）、通勤に

	<p>使用するマイカー等（自転車含む）の購入費、維持費（ただし、通勤に係る燃料代は計上が可能）</p> <p><研究遂行経費の支出報告書の記入例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>支 出 項 目</th><th>納品（完了）年月</th><th>品 名 (詳細を記載 ください)</th><th>支 出 金額</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>学会関係経費</td><td>2025.3</td><td>令和6年度○ ○学会 年会 費</td><td>10,000</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>各種研究集会等 への参加費</td><td>2024.5</td><td>○○シンポジ ウム 参加費</td><td>50,000</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>学術調査に係る 経費</td><td>2024.6</td><td>書籍購入費(8 冊)</td><td>8,624</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② 納品（完了）年月は、物品であれば納品された年月、学会等の参加費は開催年月、学会の年会費等は<u>対象年度</u>の最終年月、交通費は定期等の有効期限の最終年月を記載してください。ただし、費用を計上できるのは対象年度内の納品（完了）年月（年度途中の中途辞退を含む採用終了者は採用終了月まで）のものになります。年度を超えた支出の場合、対象年度の3月31日までで日割りして計上ください。</p>	番号	支 出 項 目	納品（完了）年月	品 名 (詳細を記載 ください)	支 出 金額	備 考	1	学会関係経費	2025.3	令和6年度○ ○学会 年会 費	10,000		2	各種研究集会等 への参加費	2024.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000		3	学術調査に係る 経費	2024.6	書籍購入費(8 冊)	8,624		<p>使用するマイカー等（自転車含む）の購入費、維持費（ただし、通勤に係る燃料代は計上が可能）</p> <p><研究遂行経費の支出報告書の記入例></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>支 出 項 目</th><th>納品（完了）年月</th><th>品 名 (詳細を記載 ください)</th><th>支 出 金額</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>学会関係経費</td><td>2025.3</td><td>令和6年度○ ○学会 年会 費</td><td>10,000</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>各種研究集会等 への参加費</td><td>2024.5</td><td>○○シンポジ ウム 参加費</td><td>50,000</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>学術調査に係る 経費</td><td>2024.6</td><td>書籍購入費(8 冊)</td><td>8,624</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② 納品（完了）年月は、物品であれば納品された年月、学会等の参加費は開催年月、学会の年会費等は<u>対象年度</u>の最終年月、交通費は定期等の有効期限の最終年月を記載してください。ただし、費用を計上できるのは対象年度内の納品（完了）年月（年度途中の中途辞退を含む採用終了者は採用終了月まで）のものになります。年度を超えた支出の場合、対象年度の3月31日までで日割りして計上ください。</p>	番号	支 出 項 目	納品（完了）年月	品 名 (詳細を記載 ください)	支 出 金額	備 考	1	学会関係経費	2025.3	令和6年度○ ○学会 年会 費	10,000		2	各種研究集会等 への参加費	2024.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000		3	学術調査に係る 経費	2024.6	書籍購入費(8 冊)	8,624	
番号	支 出 項 目	納品（完了）年月	品 名 (詳細を記載 ください)	支 出 金額	備 考																																													
1	学会関係経費	2025.3	令和6年度○ ○学会 年会 費	10,000																																														
2	各種研究集会等 への参加費	2024.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000																																														
3	学術調査に係る 経費	2024.6	書籍購入費(8 冊)	8,624																																														
番号	支 出 項 目	納品（完了）年月	品 名 (詳細を記載 ください)	支 出 金額	備 考																																													
1	学会関係経費	2025.3	令和6年度○ ○学会 年会 費	10,000																																														
2	各種研究集会等 への参加費	2024.5	○○シンポジ ウム 参加費	50,000																																														
3	学術調査に係る 経費	2024.6	書籍購入費(8 冊)	8,624																																														
III-25.	<p>諸証明の発行について</p> <p>※ <u>採用証明書（英文）</u>の受入研究機関を国外受入研究機関で発行する場合、国外受入研究者の受入承諾書（国外）が必要となります。受入承諾書（国外）は、主要渡航開始の40日前までに本会へ提出することとしていますが、証明書の発行を希望する場合には先に受入承諾書（国外）を提出してください。</p> <p>※ 保育園・学童保育の申込にあたって、自治体等から、指定様式でのみ提出を受け付</p>	<p>諸証明の発行について</p> <p>※ <u>証明書</u>の受入研究機関を国外受入研究機関で発行する場合、国外受入研究者の受入承諾書（国外）が必要となります。受入承諾書（国外）は、主要渡航開始の40日前までに本会へ提出することとしていますが、証明書の発行を希望する場合には先に受入承諾書（国外）を提出してください。</p> <p>※ 保育園・学童保育の申込にあたって、自治体等から、指定様式でのみ提出を受け付</p>																																																

	<p>けるなどの事情があれば、本会まで電子メールで連絡ください。なお、本会で証明できる事項は、上記の【本会様式での特別研究員の「採用証明書」における証明事項】のみになります。</p>	<p>けるなどの事情があれば、本会まで電子メールで連絡ください。なお、本会で証明できる事項は、上記の【本会様式での特別研究員の「採用証明書」における証明事項】のみになります。</p>
VI-8.	<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は行いません。</p> <p>例) 1. (独) 日本学術振興会特別研究員 PD 2. 日本学術振興会特別研究員 PD (○○大学大学院○○研究科) 3. ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 DC 等 4. <u>Graduate School of △△, △△ University</u> (Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称: JSPS Research Fellow))</p>	<p>成果発表</p> <p>学術雑誌等で研究成果を発表する場合は、本会の特別研究員である旨を明記してください。明記の例は下記のとおりです。なお、本会は、研究成果に関するプレスリリース等は行いません。</p> <p>例) 1. (独) 日本学術振興会特別研究員 PD 2. 日本学術振興会特別研究員 PD (○○大学大学院○○研究科) 3. ◇◇大学大学院◇◇研究科・日本学術振興会特別研究員 DC 等 4. Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (略称: JSPS Research Fellow)</p>
VI-10.	<p>個人情報の取扱い</p> <p>採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行※のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。<u>ただし、特別研究員の受入研究機関から採用中の特別研究員について照会があった場合は、情報提供を行うことがあります。</u></p>	<p>個人情報の取扱い</p> <p>採用手続中又は採用期間中に提出する書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行※のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。</p>
	<p>問3-1 研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合はどうなるのか。</p> <p>回答</p> <p><研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合(追徴課税あり)の例></p> <p>◆追徴税額(納付税額)の計算方法(特別研究員-CPDが支出報告額を「1,000,000円」と報告した場合)</p> <p>・研究奨励金(1年度分合計額) : 446,000円／月×12ヶ月 = 5,352,000円・・・・①</p>	<p>問3-1 研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合はどうなるのか。</p> <p>回答</p> <p><研究遂行経費としての支出が当該年度の研究奨励金額の3割未満であった場合(追徴課税あり)の例></p> <p>◆追徴税額(納付税額)の計算方法(特別研究員-CPDが支出報告額を「1,000,000円」と報告した場合)</p> <p>・研究奨励金(1年度分合計額) : 446,000円／月×12ヶ月 = 5,352,000円・・・・①</p>

<ul style="list-style-type: none"> ①の3割相当額： ①×0.3 = 1,605,600円 ② 研究遂行経費の支出報告額：1,000,000円 ③ 追徴課税対象： ②-③ =605,600円 ④ 追徴税額（納付税額）： ④×税率 <u>30.63%※</u> = <u>185,495</u>円 <p>※ 終了者・辞退者に対し、追徴課税を行う場合の税率です。</p> <p>この場合、『<u>賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表</u>』における乙欄の税率となる点に留意が必要です。</p> <p>乙欄の税率で追徴課税を受けた場合は、ご自身で確定申告を行うことで、税金の還付を受けられる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①の3割相当額： ①×0.3 = 1,605,600円 ② 研究遂行経費の支出報告額：1,000,000円 ③ 追徴課税対象： ②-③ =605,600円 ④ 追徴税額（納付税額）： ④×税率 <u>10.21%※</u> =<u>61,831</u>円 <p>※ 終了者・辞退者に対し、追徴課税を行う場合の税率です。</p> <p>この場合、『<u>給与所得の源泉徴収税額表</u>』における乙欄の税率となる点に留意が必要です。</p> <p>乙欄の税率で追徴課税を受けた場合は、ご自身で確定申告を行うことで、税金の還付を受けられる場合があります。</p>
--	--